

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	丸一鋼管株式会社			コード	5463		
提出日	2024/5/27	異動（予定）日		2024/6/25			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	中野 健二郎	社外取締役	○										△				有
2	奥村 萬壽雄	社外監査役	○												○		有
3	牛野 健一郎	社外取締役	○							△							有
4	藤岡 由佳	社外取締役	○												○		有
5	魚住 隆太	社外監査役	○									△					有
6	内山 由紀	社外監査役	○											○			有
7	辻 幸一	社外取締役	○											○			有
8	山平 恵子	社外取締役	○											○	新任		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	中野健二郎氏は、当社の取引先である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、2010年6月に退任されております。	株式会社三井住友銀行は当社の取引先でありますが、当社グループ全体での同行からの借入金額は約36億円（2024年3月期）であり、当社連結総資産に対する比率は約0.8%となっており、また同行の当社に対する議決権比率は4.9%で当社の主要株主に該当しておらず、複数の金融機関と取引を行っている当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、中野健二郎氏は、同行を2010年6月に退任されております。したがって、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定するものです。
2	該当する事項はありません。	奥村萬壽雄氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定するものです。
3	牛野健一郎氏は、当社の主要な取引先である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の業務執行者でありましたが、2013年4月に退任されております。	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社は当社の主要な取引先でありますが、当社は複数の取引先と取引を行っており、当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、同氏は2013年4月に業務執行者を退任されております。したがって、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員に指定するものです。
4	該当する事項はありません。	藤岡由佳氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定するものです。
5	魚住隆太氏は、当社の会計監査人である有限責任あづさ監査法人の業務執行者でありましたが、2010年6月に退任されております。	有限責任あづさ監査法人は当社の監査法人でありますが、当社グループ全体での同監査法人への報酬額は約58百万円（2024年3月期）であり同監査法人の規模に比して少額であります。また、魚住隆太氏は、同監査法人を2010年6月に退任されております。したがって、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定するものです。
6	該当する事項はありません。	内山由紀氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定するものです。
7	該当する事項はありません。	辻幸一氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定するものです。
8	該当する事項はありません。	山平恵子氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定するものです。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。